

社会福祉士養成教育における「相談援助演習」が 賄うべき＜専門能力＞とは何か

畠中耕¹・藤田徹²

What is a Professional Development by Social Work Practice Seminar?

HATAKENAKA Ko¹, FUJITA Toru²

本研究は、社会福祉士養成教育における「相談援助演習」が賄うべき「専門能力」のための指導方法・指導内容の検討を目的とした。特に、ロールプレイングという実技指導方法に対する新たな提案により、それらが「専門能力」の発展へ結びつく効果を見極めた。また同時に、「相談援助演習」において取り組まれた「聴く」アプローチに対する事例紹介により、その指導内容に関する効果と課題を提起した。その上で、今後、予想される「社会福祉」の社会的位置づけに対するドラスティックな変化を前提とした対人援助職である社会福祉士の新たな役割の方向性を示した。

キーワード：人工知能、専門能力、社会福祉士、相談援助演習

This study aims to examine teaching methods for a professional development by “social work practice seminar” in social worker training education. In particular, we determined the effects of these on the development of “a professional” through a new proposal for a role playing method. In addition, we clarified the effects and issues through a case study by the “listening” approach. And, we pointed out the direction as a new role of social workers who are interpersonal support workers, assuming drastic changes to the expected social position of “social welfare”.

Key words: artificial intelligence, a professional, social worker, social work practice seminar

I. 社会福祉士の＜専門能力＞をめぐる混迷

1. ある対人援助職の周辺動向から

平成29年度、厚生労働省は、国民の保険医療の質的向上のための人工知能：artificial intelligence（以下「AI」という）導入の意義を積極的に提起¹し、その開発すべき重点領域の一つとして「介護・認知症」を選択した²。そして今、それらが介護保険制度のケアマネジメント分野で具体的な形になりつつある³。株式会社NTT経営研究所による「AIを活用したケアプラン作成の基準に関する調査報告書」（平成31年（2019年）3月）（以下「NTT報告書」という）の中で、その活用の可能性として「事務作業の自動化や、教師データを基にした推奨項目（収集項目、ニーズ、目標、提供サービス内容等）のアウトプットが必要な業務において、思考・判断の支援」（p13）などへの期待が挙げられてい

る。しかし、現状のケアマネジメントの全てをAIが担えるわけではなく、そうできない業務との棲み分けが、急ピッチで進められている。

一方、日本の労働人口の49%の職業が、AIにより代替可能であるとの試算も報告されている⁴。つまり、AI導入は、同時に既存の多くの労働を消滅させかねない可能性を孕んでいる。ケアマネジメント分野でもAI導入による「ケアマネージャー（以下「ケアマネ」という）不要論」への懸念の声が寄せられていることも事実である。これについてAIを活用したケアプラン作成支援の開発ベンダーを中心に「私たちはケアマネさんの仕事を奪うつもりはない」⁵と不要論への火消しにも余念は無い。それらは、上記のように、ケアマネジメント業務には、AIが取って代わることができない業務があり、それこそがケアマネの担うべき仕事であり、

¹ 神戸医療福祉大学社会福祉学部 ² 岩手県立大学社会福祉学部

あくまでもAIはそれを補佐するツールであることを強調している。

では、AIが代替できない業務とは何を指しているのだろうか。ある開発ベンダーのCEOは「一番大事なのは、人間にしかできない仕事をすること。人を巻き込む、対人援助、傾聴…。そういう所にフォーカスするのが専門性です。きちんとヒアリングをして、サービスにつなげる」⁶ことこそが、今後のケアマネの「人間にしかできない、心の仕事」であると述べている。つまり、これまでのビッグデータに基づく情報で処理できる単純なケースはAIに任せ、それへ“そぐわないケース”、つまり、複雑なケースこそがケアマネが担うべき業務との主張である。そうであるとすれば、今後のケアマネは生き残りをかけ、複雑なケースに対する役割こそ自らの専門能力として自覚することになるのだろうか。しかし改めて、これらの動向を社会福祉士側から捉え直すと、このケアマネが目指すかもしれぬ専門能力が、実は、自らのものと酷似していることへ気づかされる。もちろんケアマネの場合、現状では高齢・介護領域へ限定されるとしても、おそらく、その領域における役割は、社会福祉士の専門能力と限りなく重なることが予想される。

では、ここでAI導入後のケアマネの役割がどのように振り分けられるのか、開発ベンダー側の調査結果から紐解いてみたい。NTT報告書の現役ケアマネに対するフォーカスグループインタビューの結果分析によると、まず先行研究から「AIやロボットによる自動化が可能/困難な職業の特徴」について、自動化可能を「秩序的・体系的操作」と「データ分析」へ、自動化困難を「ソーシャル・インテリジェンス（社会的知性）」と「創造的思考」「非定型」へそれぞれ区別し（p18）、それを踏まえたデータ整理を行なっている。そして、インタビュー内容を<1.インテーク><2.アセスメント><3.アセスメント（ニーズ抽出・目標設定）><4.ケアプラン作成（サービス内容検討・原案作成）><5.ケアプラン作成（サービス担当者会議開催）><6.ケアプラン作成（ケアプラン交付）><7.モニタリング>の項目へ分け、それぞれのカテゴリー化を進めている。詳細は当該報告書へ譲るとして、これらをトピック的にまとめると、「AIによる支援を望む（可能）」項目のカテゴリーは、「パターン化」「情報の記録・提示・共有」「ケアプランの根拠・達成度等の見える化および効率化」等々、「AIによる支援を望まない（困難）」項目のカテ

ゴリーは、「関係構築」「真のニーズ把握」「意欲の引き出し」「意思決定支援」「その人らしい暮らし（固有のケアプラン）の実現」「関係者とのチームづくり」等々へ整理されている(pp19-25)。少なくとも開発ベンダー側は、AIとケアマネの業務内容の棲み分けを、上記のようにイメージしているようにみえる。

それらの妥当性はともかくも、ここで挙げられたケアマネが担うべき役割を社会福祉士のそれと説明されたとしても違和感はないようだ。もし、AI導入後の想定されるケアマネの業務を以上のものとするならば、意図せども社会福祉士の立場を脅かすことになるだろう。もちろんクライエント側からすれば、必要な仕事をケアマネ、社会福祉士のどちらが担おうが取るに足らない話だが、ある領域において、国家資格としての社会福祉士が公的資格（法令で定められたものではなく、官公庁、都道府県が推奨する資格を指す）であるケアマネに席巻されかねぬ事態が十分に予想される。当然、国家資格といえども、名称独占資格（ごく一部を除き）に過ぎない社会福祉士がケアマネにその立場を追われようが、制度的な対抗手段は無きに等しい。つまり、ケアマネジメント分野へのAI導入によって、図らずも社会福祉士の専門能力の課題が改めて炙り出されることになる。

2. 社会福祉士養成教育の＜専門能力＞に対する立ち位置

以上のように、NTT報告書で示されたAI導入後のケアマネの専門能力のイメージは、結果的に社会福祉士のそれと酷似している。このことは、現場においてもケアマネ⁷かつ社会福祉士のダブルライセンスにあるものも多く、実態として資格のボーダレス化⁸を意味している。これは社会福祉士にとって、ある種の“アイデンティティクライシス”状態に置かれていることを示している。

では何故、ソーシャルワークとして百有余年の歴史を積み重ね、その集大成であるべき社会福祉士の専門能力がいとも容易く代替できるのだろうか。そこにはソーシャルワークが歴史的に抱え続ける専門能力の立ち位置をめぐる課題が潜んでいる。

改めてNTT報告書によるAIとケアマネの役割へのイメージを精査すると、いくつかの特徴へ気づかされる。まず、AIが、ビッグデータに基づく当該ケースが抱える課題への正答の近似値を必ず提示できることである。

例えば、それは、<1.インテーク>での「やらなければならなかつたことが抜けてしまったときにAIが教えてくれるとよい。」との被調査者の発言要約から、過去ケースのデータから引き出される当該ケースへの手続き上の「リスクの提示」としての期待であり、また「インテークの段階で家族の希望と本人の状態等をAIが分析して、希望が妥当かどうかをパッとケアマネジャーに提示してくれるとよい。」との発言要約は、状況的類似ケースのデータに基づく「パターン化したニーズ分析」への期待を表している⁹。いずれもビッグデータに基づくAIの回答は、極めて明快である。

それに対して、AIで代替できないケアマネの専門能力のイメージとして括られたカテゴリーの特徴をみると、「関係構築」「真のニーズ把握」「意欲の引き出し」「意思決定支援」「その人らしい暮らし(固有のケアプラン)の実現」「関係者とのチームづくり」等々、いずれも理念的かつ状況超越的な概念を特徴としており、これらは、具体的な場面に対する一切の手続き（「何を」「どうするのか」）を提示してはいない。つまり、このカテゴリーに基づく実践は、その扱い手が自由に選択、実行できることを前提としている。そして、この特徴こそが、様々な専門職により、この役割を自らの専門能力として囲い込ませる余地を与えていえる。

上記のカテゴリーを改めて、「ラポール」「アセスメント」「エンパワメント」「アドボカシー」「ストレングス」「ネットワーク」などへ置き換えることもできる。これらの全てがソーシャルワーク発信ではないとしても、長年ソーシャルワーク分野で使い続けられてきた概念であり、その専門能力を象徴するタームの数々といえよう。実は、これまでのソーシャルワークは、上記の専門能力を自らの領域固有のものとして取り込むことへ失敗し続けてきた。

その要因は、それらを常にソーシャルワーク実践の<外側>へ位置づけ、実践の<内側>、つまり、「『いまここ』における実践」として、それを発揮すべきことへの理解の欠如へ求められる。歴史的にソーシャルワークは、これらの概念を「どうするべきか」という抽象的・形式的な次元で取り扱い続け、「どうするのか」という具体的かつ個別的な能力として修得することを怠ってきた¹⁰。これこそが、他資格の対人援助職をして、社会福祉士の専門能力とする領域への参入を許す大きな抜け道になっている。

II. <専門能力>を担保する「相談援助演習」¹¹とは

1. 社会福祉士養成教育に対する新たな見直し

さて、厚生労働省は「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」(令和元年6月28日) (以下「見直し」という) で、数年を目途としたカリキュラム改正案を提示した。その「見直しの方向性」として、「ソーシャルワーク機能を發揮できる実践能力の習得が図られるよう」に、「養成カリキュラムの内容の充実」「実習及び演習の充実」「実習施設の範囲の見直し」「等」を柱として挙げている(p1)。そして、この「見直し」の目玉は、なんと言っても「ソーシャルワーク実習」(現行の「相談援助実習」) (以下「実習」という) の180時間から240時間の時間拡充にあるといえるだろう。その拡充理由を「地域における多様な福祉ニーズや多職種・多機関協働、社会資源の開発等の実態を学ぶことが出来る」(p5)こととし、現場で求められる実践能力の養成の充実へ置いている。また、この時間拡充に合わせて、「ソーシャルワーク演習」(現行の「相談援助演習」) の時間数：150時間(現行と同じ)を「基礎的なソーシャルワーク機能を習得する」(p5)「ソーシャルワーク演習(30時間)」と「社会福祉士として専門的に学ぶべき内容」(p5)とする「ソーシャルワーク演習(専門)(120時間)」へ再構成することも提起されている。これらも実習の時間拡充同様、「複合化・複雑化した課題」(p1)に対して「ソーシャルワークの機能」(p1)を發揮できる「実践能力を養うための機会である実習や演習を充実させる」(p1)ための提起として理解できる。

実習の60時間の拡充は、実学と称される社会福祉士養成教育(以下「養成教育」という)にとって、「経験へ触れる」機会が増えることは望ましいことなのかもしれない。しかし、果たして、単純な時間拡充のみで求める教育効果が期待できるのだろうか。

今回の『講義－演習－実習』の学習循環(p4)を踏まえた見直しが、これを目指すものであるのならば、それらは「学習循環」とする指導内容の次元で検証されるべきである。ここでは、特に「ソーシャルワーク演習」の教育上の手続きを「社会福祉士養成課程のカリキュラム(案)」(厚生労働省 令和元年6月28日) (以下「カリキュラム(案)」という) から見極めたい。

まず「ソーシャルワーク演習(30時間)」のシラバスの「ねらい」を要約すると「ソーシャルワークの価値・倫理・知識・技術の実践的な理解」「実践に必要なコミュニケーション能力の養成」へ置かれ、それに対する「教

育に含むべき事項」として「個別・集団指導に基づく援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態」(pp58-59)を取ることが提示されている。また「ソーシャルワーク演習（120時間）」では、「専門的援助技術を概念化・理論化できる能力の習得」、「ソーシャルワークの価値・倫理・支援・把握・評価・展開」「実習の体験・スーパービジョン」に対して、それぞれを「実践的に理解する」「具体的に理解する」「体験的に理解する」ことを「ねらい」として組み立てられている。その上で「教育に含むべき事項」として「個別・集団指導による実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態」および「事例研究」そして「実習後指導」等が挙げられている(pp60-61)。

上記のカリキュラム（案）は、従来通りの「ソーシャルワークの基本的な知識・方法等を習得しつつ、それを実践的に理解し、かつ多様なケースへ応用できる実践能力を養成する」という原則に立つものであり、「見直し」と称したとしても、それ以前と同様の課題が持ち越されることになる。それが「実践」「実践的」「具体的」「体験的」（以下「『実践等』」という）と表記でみて取れる。もちろん、これらは福祉現場を想定する養成教育にとって極めて重要なテクニカルタームであることに違いないが、この言葉の扱いこそ養成教育の羅針盤を狂わせてきた大きな要因の一つである。「実践等」との意味として含まれる実践は、それがどのような機会であっても「万華鏡」のように多様であり偶然的であり流動的であり、まったく同じ「実践等」が起こることは原則としてあり得ない¹²。しかし、これまでの養成教育は、この「実践等」を一方的なイメージへ固定化し続けてきた。言い換えれば、現状の養成教育は「実践等」を見極める能力の必要を課題として認識できていない。

そして、そうできない理由が、ソーシャルワークの歴史的経緯に隠されている。詳細は別に譲る¹³が、簡潔に述べるとすれば、約100年前、ソーシャルワークが医師を手本に「専門職化」を目指した結果、医師が診断・治療・手術等の方法を持って自らの専門職の根拠としたことへ習い、ソーシャルワークはそのターゲットとすべき「実践」＝クライエント等の対象を十分に見定めることなく、自らの「方法」の構築へ邁進した。つまり、ソーシャルワークのアポリアである「理論と実践のかい離」は、ソーシャルワークと共に誕生した双子の片割れともいえる。ソーシャルワークの根本問題

は、この「実践等」を見極めるためのアプローチを歴史的に欠落させ続けてきたことにこそある。この課題を受け止めない限り、養成教育に対する如何なる“見直し”がなされても現状を変えることは困難であるよう思う。

2. 「演習・実習指導」のねらいと課題

今回の見直しによって、改めて養成教育における「ソーシャルワーク演習」（現行の相談援助演習）「ソーシャルワーク実習指導」（現行の相談援助実習指導）（両者を併せて、以下「『演習・実習指導』」¹⁴という）の教育成果が問われることにもなる。なぜならば、「実習」の時間拡充の成果は「演習・実習指導」の内容次第といえるからである。特に、「演習・実習指導」における実習前教育として実習生がいかなる能力を修得して実習現場へ臨むのかが、大きな鍵となる。しかし、上記のように、見直しの内容も、依然として「実践等」をめぐる課題を乗り越えることができない。それが「演習・実習指導」上のカリキュラムとして組み込まれている「実技指導（ロールプレイング等）」を用いる教授方法に象徴的に顕れている。確かに「実技指導（ロールプレイング等）」が、演習生（実習生）「にとって強烈な印象を残す『経験』であることを否定する」（藤田編著,2016 p31）つもりはない。もちろん、いわゆるアクティヴ・ラーニングとしての「実技指導（ロールプレイング等）」は、実践的な感覚を養う機会であり、その実践経験を踏まえた振り返りは、実感を伴う貴重な気づきへ繋がるかもしれない。しかし、その新鮮な感覚も貴重な気づきも、それが実習場面（=福祉現場）で発揮すべきいかなる能力へ結びつくのかを担保できなければ、それがどんなに印象深くとも、その『経験』はその都度自己完結するにしか過ぎ」（藤田編著,2016 p32）ない。つまり、演習生（実習生）の個人的な経験へ埋没することになる。

では、「演習・実習指導」において「実技指導（ロールプレイング等）」の経験を一過性ではなく、実習現場の経験から最大の学習を引き出す能力の養成へ結びつけるには何が必要なのか。それが「『いま－ここ』における実践」への向き合い方である。これは、実習生、現役の社会福祉士が、目の前で展開されるソーシャルワークの「『いま－ここ』における実践」を捉えて、それを根拠とした課題の見極めとその対応を導く能力を指している。それへ結びつかない養成教育における

成果は、たとえどんなに格調高きものであっても、現場で求められる専門能力とは無縁のものといえよう。その能力への「演習・実習指導」こそが、時間拡充の最大限の効果を引き出す機会となる。改めて確認するが、実習生あるいは社会福祉士が現場で向き合うどんな「実践等」も、常に多様で偶然的な特徴を宿している。そうであるとすれば、その特徴を捉え、課題の見極めを行い、妥当な援助を行使する能力を持つことができなければ、その「実践等」の本質を常に取り逃がし、適切な援助を実現する能力を持たない社会福祉士を輩出することになる。現状として、「教科書＝理論・方法等」の最大公約数的な知識の習得を重視する養成教育は、この至極当然な課題へほとんど気づくことができない。

「《いま－ここ》における実践」への向き合い方とは「万華鏡」のように流転する実践を適切に捉えて、それを前提としたソーシャルワークを実現できる能力を指し、それを「演習・実習指導」を通して修得することこそが何よりも求められている。その教授方法を敢えて提起すれば、上記の「実技指導（ロールプレイング等）」の機会を、ただ漠然とした一つの経験として設定するのではなく、例えば、「実習指導者とクライエントの相談場面」のロールプレイングのビデオデータを踏まえて、そのやり取りを観察する場面として位置づけ、それらのビデオデータから収集できる「事実」¹⁵を記録する。これを＜観る＞アプローチとする。また「支援計画作成のためのクライエントへのインテーク面接場面」をロールプレイングとして設定し、クライエントに対する質問とその返答のやり取りを「事実」として記録する。これを＜聴く＞アプローチとする。さらには、「クライエントへのおやつ介助を通した情報収集場面」を設定し、おやつ介助というロールプレイングを通した「事実」の収集を行う。これを＜実践する＞アプローチとする。最後に「ケース記録の閲覧場面」として、架空の事例を閲覧し、その記述内容のポイントを抜き出し、それを「事実」として記録する。これを＜読む＞アプローチとする。この4つのアプローチの特徴は、実習生（演習生）が向き合うべき対象の設定にある。それぞれ「ビデオ」「インタビュイー」「実践」「事例」という対象へ実習生（演習生）が向き合い、それらを根拠として「事実」を抽出し、それに基づく「評価」そして「課題」へ展開させる能力の修得を目指している。

以上のように、「《いま－ここ》における実践」への向き合い方とは、実習経験のあらゆる機会を通して、自らが受け止めた「事実」を適切に記述できることを指し、それが前提へ置かれるからこそ、それに対する「評価」あるいは「課題」の妥当性も担保されることになる。

次には、これまでの議論を踏まえて、4つのアプローチの中から＜聴く＞アプローチを選び、その教授実践の事例紹介から、その効果と課題の検討を進める。

III. <聴く>アプローチによる「演習・実習指導」

1. 「事実」を把握する能力

ソーシャルワークの展開過程は、養成教育の重要な学習トピックである。ソーシャルワーク関係のテキストを紐解くと、インテークから始まり、アセスメント、プランニング、モニタリング、終結の一連の流れが説明され、それぞれの段階における意図と効果が解説されている。もちろんすべての段階がそれを構成する不可欠なものだが、特に、展開全体のベクトルを定める要が「アセスメント」段階といえよう。

アセスメントとは一般にクライエントの情報収集から、ニーズの明確化を図る過程と説明されている¹⁶。この過程における「事実」の的確な把握が、その後のプランニングや介入の成否を決定する重要な指標となる。つまり、「事実」を確実に捉えるアセスメントこそが、社会福祉士に求められる最も重要な能力のひとつである。「演習・実習指導」における＜聴く>アプローチは、「事実」を把握するアセスメント能力の一端を賄うこと意図している。改めて本事例により、当該アプローチの効果と課題を検証してみたい。

2. 対象を「事実」として捉えるためのアプローチ

本事例は、＜聴く>アプローチを社会福祉士養成カリキュラムである「ソーシャルワーク演習」（90分：三・四年次配当）の令和元年度前期一コマの講義により、第一段階でロールプレイング、第二段階として、実践データ整理表（以下「整理表」という）（資料参照）への記入、ロールプレイングの役割を交替して同じように第一と第二を展開、第三段階で、実習記録への記述とした構成で実施した。ロールプレイングは、演習生（実習生）が実際に「実習」に赴く施設・機関でのアセスメント面接の場面を想定した。ロールプレイング自体は、演習生（実習生）10名に対して、ペアをラ

ンダム（クジやジャンケン等）として、その上で、演習生（実習生）の実習予定先の施設・機関をイメージしたクライエント役へ「なりきる」努力を求め、実施した。

そして、それぞれ15分のロールプレイング終了後、「整理表」への記述を行わせた。「整理表」は、①ロールプレイングのやり取りを＜具体的な事実＞として、②クライエントへの情報収集のための工夫を＜専門的方法・技術＞として、③ロールプレイング体験に対する考察（気づき・残された課題など）である＜実習生としての課題＞、すなわち、当該経験から演習生（実習生）として学び得たもの、あるいは学びきれなかつたものとして、構成させた。そして、その上で「整理表」(①②③)へ基づき、当該経験を仮想の実習体験として位置づけ、それに対する実習記録を記述することで終結とした。

以下、＜聴く＞アプローチの取り組みによる実習記録をデータとして考察を進めたい¹⁷。すなわち、演習生（実習生）が体験したロールプレイングの「事実」が、どのように「整理表」へ反映され、最終的に実習記録に組み込まれているのか、そのプロセスを検討してみたい。繰り返すように、本アプローチのねらいは、クライエントの「事実」を的確に捉える能力、つまり、アセスメント能力を涵養することへ置かれている。それらが、実習記録へいかに反映されているか、その点もあわせて考察する。

さて、演習生（実習生）によって記述された実習記録を、大きく三タイプへ区別したい。それが「自己反省完結型」、「『事実』に対する断片的記述型」、「クライエント及び実習生自身の考察型」である。結論を先取りすれば上記三タイプの中で、「クライエント及び実習生自身の考察型」を実習記録のスタンダードとして奨励したい。なお、基本は演習生（実習生）が記述した記録をそのまま引用しているが、明らかな誤字や誤植と判断された箇所については修正している。

3. 「実習記録」記述内容のタイプ

(1) 「自己反省完結型」

このタイプは、「事実」の把握よりも自己自身に対する記録のスタイルをとっている。関心の対象も、課題の考察も自己へ向けられている。換言すれば、クライエントの「事実」の確定よりも、社会福祉士という立場を意識した自己自身の課題の把握に重点が置かれる

傾向が顕著に確認できる。

【ケース1】

＜具体的な事実＞

「利用者役の相手の方が高齢者という設定で行ったが、自然なやり取りが出来なかつたのが印象に残っている。また、先週の休日の過ごし方について、質問しなければならなかつたが、その質問を忘れてしまつた（中略）利用者のニーズとして歩きにいきたいというニーズが抽出できたが、そのニーズを抽出するための筋道を立てて会話することができていなかつた。」

＜実習生としての課題＞

「自然な会話の流れを意識しすぎたあまり、逆に自然ではない会話になつてしまつた部分が大きな反省点である。もう少し自分自身の話題を話しながら、専門的方法・技術を使い、コミュニケーションを取る事ができていれば良かったと思う。」

【ケース2】

＜具体的な事実＞

「高齢者の女性が施設で暮らしているという設定で相談援助を行つた。時間が限られていた事もあり、必要最低限の情報を集めることしかできなかつた。」

＜実習生としての課題＞

「ニーズや困り観ばかりに意識が集中してしまい、具体的な事実の部分にAさんの普段の生活の様子などに関する情報が少なかつたのではないかと思う。もう少し多面的な角度から利用者を捉え、ニーズという結果の部分だけに目を向けるのではなく、アセスメントの過程である情報収集の部分を意識しながら相談援助を行えるようになりたいと思った。相談援助を行つていて後半になるにつれて、話題を探すあまり、利用者の目を見ることなく、一方的に質問する時間が増えたり、沈黙する時間が増えていた事が、今回の問題点の原因に繋がつたと考えられる。このような自己覚知を行つた中で、次回に反省点を生かすためには、まず小さな生活の様子や利用者の過去の話から人物像を整理することや、自分自身の話題について話すことで、もっと会話に幅と深みを持たすことができるのではないかと思つた。」

【ケース3】

＜具体的な事実＞

「『聞く』ためのアプローチをするという事で、私が援助者となり、利用者に様々な質問をしていった。相手の目を見て話す事や、会話の中で更に気になった事を掘り下げて広げていこうとした。」

＜実習生としての課題＞

「その結果、会話はほとんど途切れる事なく出来たように思う。しかし、質問ばかりを相手に投げかけてしまい、相手を困らせてしまったのではないだろうか。相手にまず興味を持ち、もっと知りたいという思いが、会話が途切れなかつた理由ではないかと思う。おかげで、利用者の趣味や休日の過ごし方、今不安に思っている事など、様々な事が聞けて、利用者のことを理解できた。しかし、相手との距離感のつめ方が分からず、近すぎたかもしれない。相手が今回、自分の事を話してくれたおかげで、話しやすさがあった。利用者と接しているイメージが全然できなかつた。話し方も敬語を使わず、いつもの友達と話す感じになってしまったので、敬語を使う事も意識したい。」

以上の記録内容の特徴は、それが常に自己がクライエントへとった対応や感想のみへ向けられ、＜具体的な事実＞をプロセスにおける「事実」として捉えられず、また、それと関連する＜専門的方法・技術＞に関する記述が欠落している点にある。さらには＜実習生としての課題＞も、上記を踏まえた根拠のある記述とは言えない。改めて、「事実」の把握へ先ずは関心を向けるよう指導する必要があることが確認できた。

(2) 「『事実』に対する断片的記述型」

このタイプの実習記録の特徴は、一応はクライエントの「事実」の把握へ関心が向けられるものの、それに対する記録が断片的で部分的な記述へ終始して、その場面の目的や意図を踏まえた「事実」の把握としては不十分な点にある。

【ケース1】

＜具体的な事実＞

「担当させていただいている利用者Aさんの支援計画を立てるための情報収集として、Aさんの居室に来た。初めに軽い挨拶をして、Aさんの近況について聞いた。A

さんからの返答は動くのが好きで軽い運動をしているとのこと。続けて施設への不満があるかを聞いた。Aさんは酒が飲みたいという要望が返ってきた。なので、Aさんの要望についてアルコールのお酒を飲めるよう検討する旨を伝えた。他に不満な点があるか聞いたところ、Aさんは施設内の生活で孤独感を感じていると訴えた。運動したりギャンブルが好きなAさんであるが、趣味の合う友達がいないと教えてくれた。また、担当職員の態度についてやる気が感じられないとのこと。あいづちやAさんの発言を繰り返し交換し、傾聴している態度で聞いた。そしてAさんの生活での困り感について聞いた。するとAさんは息子や孫が最近会いに来てくれないと言った。また、働いていた頃、トラック会社で働いており、もう一度車を運転してみたいという願いを聞き出せた」

＜実習生としての課題＞

「序盤から中盤まであいづちや反復といった技法を使い傾聴という姿勢に注意した。個人的評価としては、傾聴や受容といった面についてはよくできていたと思う。課題として一つに利用者の内容をもう少し掘り下げる力が欠けていた点である。一つの質問に対して返答が返ってきたらまた別の質問を、というふうに次々質問を投げかけ利用者に質問責めをしてしまったと後から感じた。これに関連して色々質問をしていると話す内容が思い浮かばなくなり、会話が途切れてしまった。なので、利用者の話す内容について、掘り下げることが出来る点はもっと掘り下げ会話の質を上げることが必要だと感じた。そして利用者が一方的に質問を受けてそれに答えるかたちになっていた。質問者である自分からも『自分も最近は～にハマってまして・・・』など、会話に混じることが必要であると感じた。最後に話す内容ばかりに気を配っていたが、利用者の表情や行動にも気を配ることが必要だと感じた。今回は設定がしっかりしていなかった為、表情や感情を読み取ることができなかった。なので、実際のアセスメントではそういう点にも気をつけていきたい。」

【ケース2】

＜具体的な事実＞

「はじめに利用者が困っていることについて尋ねた。まず『同室の人と上手くいってなく、夜もいびきがうるさくて寝れない』と言った。私は『いびきがうるさ

いのは辛いですね。職員に部屋を変えられるか相談してみますね』といった。次に『先週の休日は何をされましたか?』と尋ねた。利用者は『夫とドライブに行つてきました』と言った。私は『旦那さんと仲が良いんですね。どれくらいの頻度で会っているんですか?』と言った。利用者は寂しそうな顔で『週一回で』と言った。私は『それは寂しいですね』と言った。次に『趣味は何ですか?』と尋ねた。利用者は『庭でゴルフすることが好き。中でもみんなと遊べることがしたい』と言った。私は『中でできるレクレーションを考えてみますね』と言った。その後、利用者が普段一人で読書をしており、みんなと交流が少なく、遊びたいと思っていることを聞くことができた。』

＜実習生としての課題＞

「私はいびきに対して共感をし、職員に部屋を変えられるように相談すると言った。私はいびきに対する対処を考えたが、同室の人と上手くいっていないということについて話を聞けなかった。利用者が『寂しい』といったわけではないのに、勝手に解釈して『それは寂しいですね』と言ったのは良くなかったと思った。利用者のニーズをしっかりと把握できたと思う。相手の言葉にしっかりと耳を傾け、言葉の意味をしっかりと読み取る必要が大切だとわかった。また相手の気持ちを勝手に解釈しないよう少しでも多くの情報を得ることが必要だと分かった。」

これらの内容から、このタイプの記録はクライエント役から「事実」を聞き取ろうとする努力はみられるものの、その記述がアセスメントのプロセスとして捉えきれず、断片的かつ部分的な内容へ終始し、その「事実」が何のためのものなのか不明確であり、よって専門的方法・技術も引き出せない結果となっている。また＜実習生としての課題＞も「事実」に基づくものではなく、自己へ向けられた印象の範囲となっている。

その要因としては、ロールプレイングの段階で「事実」は何のために収集するのかという意図が忘却され、自己の受け答えやコミュニケーション等の対応に気を取られてしまうことへ求められる。改めて「事実」を捉える目的と意味を理解する指導の必要を確認できた。

(3) 「クライエント及び実習生自身の考察型」

このタイプの実習記録の特徴は、クライエントの「事

実」の把握に関心が直接的にむけられ、それを踏まえた上で、援助の方向性の考察が行われている点にある。上記の二つのタイプと比較して、新たに援助のための判断や＜専門的方法・技術＞が記述されている点に特色がある。以下、いくつかの例を引用してみる。なお、このタイプについて＜具体的な事実＞を（情報型）と（ニーズ型）へ分けて提示する。それは、通常のアセスメントが、両者の連続として展開されることを前提としている。

【ケース 1】

＜具体的な事実（情報型）＞

「利用者（高齢者男性）とのアセスメント面接を行った。利用者の最近の休日の過ごし方について聞いた。その際、利用者が困った顔をして、『最近妻の体調が悪くて、外に出る回数が減った』と言った。利用者は困った顔をしていたが、すぐに元の顔に戻り、『妻と2人で家で過ごすのも楽しいですけどね』と言って笑った。利用者の趣味について聞いた。その際、利用者は『近所の友達と遊ぶこと』と言った。その友人とよく旅行へいったことを楽しそうに話し、『また行きたい』と言っていた。」

＜具体的な事実（ニーズ型）＞

「ここから利用者は、外に出かけたいが、妻の事が心配なのがうかがえる。ここから、利用者には近所に昔からの友人がいることが分かる。利用者は旅行へ行きたいが、妻の体調も心配で、妻を一人残して旅行へ行くことができないと考える。これらのことから、利用者のニーズについて、まず医療機関との連携をとり、妻の容態を把握した上で、利用者が安心して友人と旅行へ行くことができる体制を作ることをプランニングしていく。妻の体調を考慮しながら、日頃から2人で散歩や買い物などの外出の頻度を増やしていく」

＜実習生としての課題＞

「利用者のニーズを明らかにした上で、その利用者へのニーズに沿ったプランニングを考える」

【ケース 2】

＜具体的な事実（情報型）＞

「今回のロールプレイでは、社協の社会福祉士が1人暮らしの高齢者の居宅を訪問し、面接を行った。利用

者の状況や様子を聞きつつ、話を展開し、ニーズを聞き出した。今回のケースでは利用者が最近ひざと腰が痛く、病院に行きたいが、交通手段がなく、通うことができない、自宅内に段差が多く、手すりがないので、手すりを付けたいが、金銭面で困難である、買い物のため、徒歩でスーパーまで通っているが、遠いため、歩くことがつらくなってきた、といった困難やニーズを抱えていることが明らかとなった。利用者は10年前に妻を亡くして以来、1人暮らしをしているが、近所に昔からの顔なじみの友人がいるため、寂しさを感じていないと話していた。」

＜具体的な事実（ニーズ型）＞

「支援として、スーパーや病院へ通うための交通手段は、その友人に頼んで送迎をしてもらったり、タクシーの利用も考えた。また、手すりの取り付けに関しては次回以降、介護保険の認定を受け、認められたら自己負担1割で手すりの取り付けが可能であるという旨を伝え、手すりの取り付けについて話を進めて行く必要があると考えた。社協が行っている配食サービスについては、膝と腰の痛みによって利用者の負担となっている食事面でのサポートが可能であると考えた。こちらについても次回以降の面談で話を進めていく必要があると考えた。」

＜専門的方法・技術＞

「利用者へのアセスメント面接を直接に必要な『受容』や『共感』を意識して行うことが出来た。利用者の状況を聞きながら、抱えているニーズや困難を引き出し、計画の作成に向けて話を進めることができた。」

＜実習生としての課題＞

「次回面接を行う際には、利用者に質問するだけでなく、自分についてのエピソードや近況も交えながら進めていきたい。また今回提案したサービスの詳細な情報を調べておき、説明を行うことができるよう準備する。」

この記録のタイプの特徴は、＜具体的な事実＞、＜専門的方法・技術＞（【ケース1】は＜具体的な事実（ニーズ型）が部分的に代替＞、＜実習生としての課題＞がそれぞれ記述されている点にある。例えば【ケース2】の場合、「手すりを付けたいが、金銭面で困難」である

という（情報型）から、「介護保険の認定を受け、認められたら自己負担1割で手すりの取り付けが可能であるという旨を伝え、手すりの取り付けについて話を進めて行く」という（ニーズ型）に関する判断を導き出している。このように、クライエントのアセスメント面接である以上、クライエントの＜具体的な事実＞へ焦点をあてた記述が基本となるが、それが概ね守られた記録といえよう。

IV. <聴く>アプローチにおける教育効果

1. 「事実」の捉え方についての課題

以上、演習生（実習生）がロールプレイングを通して記述した実習記録をもとに、その成否を検証した。繰り返し述べてきたようにアセスメントの目的がクライエントの「事実」の把握にある以上、その面接も＜具体的な事実＞へ焦点をあてた対応に重点が置かれるべきである。また、面接を通して得られた「事実」を確定し、援助のための判断を描き出すことが、本アプローチで期待される記録の帰結である。＜専門的方法・技術＞も＜実習生としての課題＞も上述したプロセスの中から導き出されてこそ、はじめて意味を持つものといえよう。しかしながら演習生（実習生）10名中、こうしたプロセスを踏まえられたのはわずか2名にすぎなかった。逆に、＜実習生としての課題＞は、ほとんどの演習生（実習生）が漏れなく記述しているが、これも自分自身の考察関心を優先することで、肝心のクライエントの存在が、記録の段階においても「脇役」へ転化されていることを物語っている。

どうしてこのような結果になるのだろうか。結論からいえば、養成教育における「実習」、特に実習前教育が想定している「相談援助技術」の修得という課題に、その要因を見出すことができる。つまり、相談援助技術の修得が最優先され、ロールプレイング等においても、クライエントという存在が、いわばその材料に活用されていることを意味している。無論、「演習・実習指導」が演習生（実習生）の知識習得や、あるいは自己成長の機会となることを、何ら否定するものではない。しかし、社会福祉の目的がクライエントの自立等の生活支援にある以上、演習生（実習生）の単なる知識習得や自己成長等こそ「脇役」へ置かれるべきではないか。まさにこの本末転倒の状況が、クライエントを「置き去り」にした援助へ転換する危険性をはらんでいるといえよう。近年、頓に頻発する対人援助職に

による虐待等の非倫理的実践が横行する要因を突き詰めて考慮すれば、すべてこの点に還元されるように思われる。改めて養成教育の功罪を問わざるをえない。

今回の記録の分析を通して、明らかとなった養成教育における「演習・実習指導」及び「実習」の課題は、プロセスに基づくクライエントの「事実」の把握にあるといえよう。使い古された言葉であるが「クライエント本位」の原則に立ち返らなくてはならない。そのために「演習・実習指導」で取り組むべき指導をさらに検討してみたい。

2. 「実習記録」の「事実」を踏まえた記述としての効果

ここで、実習記録のスタンダードとして奨励した「クライエント及び実習生自身の考察型」タイプの【ケース2】を例に演習における新たな課題を検討してみたい。この記録では、①<具体的な事実>の（情報型）としての「移動の困難等」を確定し、②その（ニーズ型）である「介護保険サービスの利用など」を導き出している。その上で③<「専門的方法・技術>である「自己の対応を評価」し、④<実習生としての課題>としての「今後の自己の課題」を描き出している。②③④の各種の課題はすべて、①の<具体的な事実>から導き出されたいわば「仮説」である。その仮説の正当性を担保するのは、「事実」をおいて他にない。このような「事実」を起点として、実習記録を描く能力を修得する「演習・実習指導」として求められる課題とは何か。

第一に、「拍子抜け」かもしれないが、あらためてアセスメント面接の目的を理解することが肝要である。そのためには、ロールプレイングにおいて傾聴や共感といった関係性（ラポール）の構築のための働きかけを意識すること、その対応をクライエント役と振り返ること、その成否を記録することが必要であることだ。この作業によって、あらためて目の前にいるクライエントの「事実」を理解することの重大性へ気づくことができる。本アプローチの事例を通して明らかになったことのひとつが、実習生（実習生）の多くがクライエントと自己の対応を「事実」として捉え、「自己」を考察の対象に据える例が顕著であるという点である。この要因の一つが、これまで安易に設定してきた「演習・実習指導」の社会福祉士の固有性の探求や、実習生自身の自己成長といった外在的な目標への転化に求

められる。あらためてソーシャルワークの目的そのものに視座を向けなければならない。

第二に、記録の様式を細分化することである。現行の実習記録は、実習生自身の判断＝裁量によって自由に記述する様式が広く採用されている。しかし、この点が「事実」の把握、さらには考察の対象が自己へ向けられる直接的な要因になっていると思われる。むしろアセスメント・シート等と同様に、主訴や生活課題を<具体的な事実>－（情報型）・（ニーズ型）を含め一を前提とし、その上で<専門的方法・技術>、<実習生としての課題>等の記述目的を明確に区分する様式が求められるよう思う。自由な裁量による記述様式が、かえって実習生の視座の方向性を見誤らせることになる。その意味で上記の「整理表」は、明確に記述事項が区分された記録様式の代替となりうる。

以上二つの課題への対応について、今後の検討事項としたい。

V. 養成教育が目指すべき<専門能力>とは

1. 「演習・実習指導」の可能性

2018年10月1日現在、日本の高齢化率は28.1%¹⁸となり、世界一の数値を維持している。そしてこの数値は、もはや高齢者の課題が単なる一つの政策的イシューではなく、行政・企業・市民等の全次元で受け止めるべき国家的なプロジェクトであることを指し示している。それは「社会福祉」¹⁹も同様であり、ましてや高齢者問題等の最前線へ立つべき責任は極めて重い。しかしその現状は、制度変更を繰り返しつつも、これまで述べたように旧態依然とした状況は放置されたままである。本論は、この課題に対する「演習・実習指導」の事例紹介を一助とした提案を目的としている。それが「『いま－ここ』における実践」に対する能力、つまり、ロールプレイングの機会に対する「事実」を把握する能力への取り組みである。「III.」及び「IV.」の事例紹介から、それが容易い課題でないことが窺えた。それはそうだろう。シミュレーションであっても、目の前で展開された相互行為から、「事実」を的確に、そして漏らさず抜き出すことは簡単な作業ではない。なぜならば「何が事実で、何がそうではないのか」など見極めることなど、普段やることがほとんどないからである。それが「見られているが気づかれていない(seen-but-unnoticed)」状況²⁰へ置かれた人々の意識を指している。この意識を逃れ、目の前の出来事を理に叶う形で見極

めることこそが、社会福祉士が専門職として自立するために求められる能力である。

社会福祉士が向き合うべき実践現場の出来事（ケース）は、その都度違う。それが同じ分野であっても、同じ出来事として展開されることなど一つもないはずだ。それが、社会福祉士の向き合うべき「相談援助」という実践の特徴である。つまり、目の前のケースをその内容に沿って的確に見極められないとすれば、その援助は的外れとなり、社会福祉士としての責務を果たすことはできない。それに対して、実態としての養成教育は、最大公約数的な「教科書等＝理論・方法等」²¹の“習得”へ多くの時間を割き、それを持って専門能力の担保としているように見える。もちろん「教科書等＝理論・方法等」の理解も不可欠な専門能力のひとつの局面ではあるが、社会福祉士が向き合うケースが、その都度固有の実践であるとすれば、それぞれのケースを「事実」として見極められてこそ、その最大公約数としての「教科書等＝理論・方法等」の知識を生かすことも叶う話だ。

そうであるとすれば、「演習・実習指導」において、実践現場を想定したロールプレイングに対する「事実」への見極めは、本来、現場で求められる社会福祉士の専門能力へ結び付く効果的な指導方法・指導内容といえるはずである。

2. 社会福祉士の未来

今後、社会福祉（高齢者福祉を中心）の普遍化は、ダイナミックな社会的位置づけ直し²²を伴い、その加速度を増していくだろう。そのスピードへ追いつくことができなければ、逆に、社会福祉士の存在感は、AI導入によって予見される未来のように、加速度を増して軽視されていくことになるかもしれない。しかし、これを好機と捉えて、養成教育側が「社会福祉」に対するドラステックな再構築へ踏み出すことができるとすれば、養成教育にとって、また社会福祉士にとって明るい未来が待っているように思う。

付記

本論は、2018年度～2020年度科学研究費・挑戦的研究（萌芽）『ソーシャルワーカー（社会福祉士）養成教育に対するエスノメソドロジー導入効果の研究』に基づく成果として報告する。

注

- 1 厚生労働省 2017「保健医療分野におけるAI活用推進懇談会報告書」 P3
- 2 厚生労働省 前掲書 p19
- 3 シルバー産業新聞(care-news.jp)の2018年11月29日付によると、「AIを使ったケアプラン作成支援ソフトが、広く一般向けに販売される」と報じられている。
- 4 株式会社野村総合研究所 2015年12月2日付 NewRelease
- 5 長寿のMIKATA(chojumikata.com) 試みと希望：ケアマネジャーの助手となるAIをめざしてAIによるケアプラン作成支援実証研究
① 2019年8月20日閲覧
- 6 ケアマネジメントオンライン(caremanagement.jp)「CMO特別インタビュー 10年後、ケアマネの仕事はどうなる？」 2019年8月25日閲覧
- 7 ケアマネは、保健医療福祉分野での実務経験(医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等)が5年以上である者等を資格取得の要件としている。
- 8 在宅介護支援センターや地域包括支援センター等で相談業務としての社会福祉士とケアマネジメント業務のケアマネのダブルライセンスを持つ職員等によって事実化されている。
- 9 NTT報告書「参考資料：<参考資料2>各ケアマネジメントプロセスのコード、カテゴリー一覧表」
- 10 詳細は、藤田徹編著 2017 p21 を参照。
- 11 本論は、テーマの柱となる「相談援助演習」に関する先行研究を熟々とは記述しない。その理由は二つある。一つは、本論は、厚生労働省の省令による社会福祉士養成養育における「相談援助演習」を批判対象としており、それについては「見直し」の記述で満たされている。もう一つは、「相談援助演習」に関する先行研究のほとんどが、これまでの省令を敷衍していること、例えば、「一連のソーシャルワーカー教育システムのなかに演習を位置づけながら、そのシステム構築を行っていきたい」（中村佐織,2010）、あるいは「相談援助演習とは、相談援助に関する講義（理論）を実習（実践）において活用できるよう学習するとともに、実習で体験したことを、事例検討等を通して理論的に理解することで、ソーシャルワーカーの実践力育成を図る授業である」（中村剛,2011）など、省令に基づく“あるべき論”に止るか、

「他の専門職に比する専門性が個人に依存する割合が高いという前提として、そこからソーシャルワーク教育をとらえなおしてみる」(丸山,2012)、また「学生はロールプレイ等の演習についても、そこに、ノンバーバルコミュニケーションの要素があることを知る機会になった」(桃井,2017)など、「どうするのか」という方法実践の研究など、省令の範囲を越える模索も一方で見られるが、本論の提起にとって特に重要な点を見出せないことを理由とする。

- 12 詳細は、藤田徹著 2015 p45 を参照。
- 13 詳細は、藤田徹著 2015 pp30-32を参照。
- 14 本論は、実質的に実習前教育を争点とすることから、「演習」のみならず「実習指導」を含めて検討の対象とする。
- 15 原則的に「事実」とは、同じデータを第三者が観察してもそれが妥当と評価されるものを指し、当該観察者の主觀や解釈が含んだ言葉や記述を避けた内容を指すが、本論の意味する「事実」は、あくまでも演習生(実習生)が捉える「事実」であり、「演習・実習指導」で設定されたデータに基づき、それを根拠とする「事実」を指している。つまり、演習生(実習生)が向き合うデータとその記述した「事実」との整合性を第三者である指導教員が担保することを基準としている。決して、いわゆる研究的視点に基づく抽象的な意味づけによる「事実」を指してはいない。このことは、本論を通して一貫して前提としている。
- 16 アセスメントを「クライエントの問題解決に最適の方法を見つけ出すために、クライエントと問題を取り巻く状況を『多面的・統合的』に評価することである」(北島編, 2002 p134)と定義づけている。
- 17 引用にあたっては記録者等の個人情報が特定されないように、提出された記録の管理等に配慮している。また、引用については全ての演習生から研究データとして使用することへの同意を得ている。
- 18 内閣府 2019 p2
- 19 社会福祉に関する課題・制度・法律・知識・資格等の全般を含むカテゴリーとしての位置づけである。
- 20 詳細は、藤田徹著 2016 p29 を参照。
- 21 詳細は、藤田徹著 2017 pp18-19を参照。
- 22 ケアマネジメントのAI導入に見られるように、これまでの「社会福祉」を超えた動きが、企業あるいは市民レベルで起こり始めている。

引用文献

- 藤田徹編著 2016 多角的な研究アプローチによる現代福祉課題の検証 ブイツーソリューション(星雲社)
- 北島英治他編 2002、ソーシャルワーク実践の基礎理論、有斐閣
- 桃井克将 2017、「相談援助演習における「沈黙」を理解するための取り組みとその実際 一社会福祉士の養成校におけるアクティブラーニングを充実させるためにー」、現象と秩序第7号 p59
- 丸山裕子 2012 「社会福祉士養成教育におけるソーシャルワーク演習の位置と課題 - 担当教員からのヒアリング調査にもとづく考察 -」、桃山学院大学総合研究所紀要第38巻第1号 p222
- 中村剛 2011 「相談援助演習の考え方と教育内容 -実践力の育成に焦点を当てて-」 関西福祉大学社会福祉学部研究紀要,14(2) p70
- 中村佐織 2010 「ソーシャルワークにおける演習教育の課題」 『ソーシャルワーク研究』36 p14

参考文献

- 藤田徹著 2015 エスノメソドロジカル・ソーシャルワーカー「手続論的展開」と「気づきのメソッド」の類似性へ寄せてー ブイツーソリューション(星雲社)
- 藤田徹編著 2017 「実践」が<理論>をコントロールするのであって、<理論>が「実践」をコントロールするのではないソーシャルワーカーが「いまーここ」における実践」に対する能力へ覚醒すること ブイツーソリューション(星雲社)
- 内閣府 2019 令和元年高齢社会白書(全体版) (PDF版) 高齢化の状況

資料

「跡く」ための実践データ整理表		
項目	具体的な事実	専門的方法・技術
準備		
実践		
検討		
結果		